

相談室だより

11月号

(No. 137号)

平成20年11月1日発行

熊取療育園 木目言談室

大阪府泉南郡熊取町朝代東4丁目22-12

TEL: 072-453-5917

FAX: 072-452-9151

e-mail: kumatori_room@tea.ocn.ne.jp

NHK受信料のこと

今年の10月1日から、障がいのある方を対象とした、NHK放送受信料の免除の基準が変わりました。

免除は、**全額免除**と**半額免除**があります。

	全額免除	半額免除
	障がい者の方が世帯構成員	障がい者の方が世帯主
身体	世帯全員が非課税	視覚障害・聴覚障害・重度身体障害（内部機能障害など）
知的	世帯全員が非課税（重度以外も対象）	重度のみ
精神	世帯全員が非課税	重度のみ

全額免除の対象

「身体障がい者」、または「知的障がい者」、または「精神障がい者」が世帯構成員で、なおかつ世帯全員が市町村民税（住民税）非課税である場合、対象となります。新たに精神障がい者の方についても対象になったほか、重度以外の知的障がい者の方についても対象となりました。

半額免除の対象

障がい者の方が世帯主となっている場合、対象となります。ただし、この場合の「障がい者」は、「視覚または聴覚障がい者」、もしくは「重度の身体、または知的、または精神障がい者」に限ります。重度の方だけではありますが、新たに知的・精神障がい者も適用されることとなりました。

免除の手続き

- ① 市町村が窓口です。熊取町の場合は福祉課の窓口へ行きます。
- ② 手続きには印鑑と手帳（身体障がい者手帳、または療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳）が必要です。
- ③ 所定の申請書がありますので、必要なところを書いて窓口提出します。
- ④ その申請書に証明をしてもらったら、それをNHKに郵送します。
- ⑤ NHKで確認できたら、「受理通知書」が届きます。それで手続きは完了です。

「自分は免除の対象になるのかな？」「手続きが難しい」などのお困りごとがあれば、相談室へご連絡ください。



ひとりで

大切なものだから、大切なことだから、守るために悩む、苦しむ。あなたが今悩み苦しむのは何のため？それは、あなたにとって大切な？（見学）